

仕様書

- 1 業務件名
航空自衛隊入間基地における車両の展示
- 2 業務内容
車両の展示
- 3 相手方の決定
本業務を行うものについては航空自衛隊入間基地司令（以下「甲」という。）が決定する。
- 4 設置場所
埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 航空自衛隊入間基地
第2厚生センター駐車場
10区画（区画の面積は、各12.65㎡（2.53m×5m））
※ 指定した各区画の面積以内で展示することとし、指定した面積以下での展示であっても使用料は変わらないこととする。
- 5 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、車両の展示に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、甲を通じた申請により北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
イ 国において使用物件を必要とするとき。
- 6 丙の資格
丙は、以下の条件を満たしていること。
 - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
 - (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
 - (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- 7 国有財産使用料
丙は、乙に車両の展示に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。
- 8 業務期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日の間のうち、甲と丙が協議して決定する日とする。展示日決定後の変更については、やむを得ない事由が存する場合を除

き認めない。

9 営業日数

連続して10日を超えず、かつ、通算で3ヶ月を超えない期間とする。

10 展示時間

午前10時から午後4時までとする。

なお、やむを得ない事由により、展示日及び展示時間が遵守できなくなった場合は、速やかに担当者に申し出ること。

11 その他の展示条件

- (1) 丙が営業のために使用する備品等は自ら準備するものとし、それに伴う費用はすべて丙の負担とする。
- (2) 国の行事、緊急時等は国が使用する。
- (3) 展示に必要な電気は供給しない。

12 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

13 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示する車両を管理し、火災、盗難の予防及び保安について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。
- (2) 丙は、甲から、各種行事等により展示する車両の一時的な移動を指示された場合は、速やかに移動するものとする。
- (3) 丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (4) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (5) 丙の従事者（経営者含む。）は、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

14 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

15 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

16 業務の解除

次のいずれかの行為が認められた場合は、甲は一方的に丙に対して業務の解除ができるものとする。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

- (1) 国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産する恐れがあり、そのことにより支払いをすることができないと認められる場合
- (2) 本公募及び使用申請に際し、不正の行為があった場合
- (3) 丙が本仕様書の内容に違反した場合及び故意又は重大な過失により甲に被害が発生した場合
- (4) 基地内で業務をするに当たり必要な入門手続き等、基地に対する提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、丙が法令に違反又はその恐れがあり、社会的信用を大きく低下させた場合（社会的に非難されるべき行為を行った場合を含む）

17 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除の日の3ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

18 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、基地への出入り及び施設への立ち入りについては、基地で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) 車両の展示に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (5) 丙は、各日、展示場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (6) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (7) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (8) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失によ

り甲に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次回以降、業務に従事できない場合がある。

- (9) 丙は、公募説明会で説明した事項に違反した場合及び甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む。）は、次回以降、業務に従事できない場合がある。
- (10) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間に協議する。

19 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。